教 育 局

> 監 果 杳 結 (指 摘 項)

改 善 措 置

公有財産管理

(1) 先行建設建物の記録不備

平成 20 年度における建物台帳の登録価 格に,以下の記録不備があった。

<先行建設建物の計上誤り>

財団法人仙台市建設公社が実施している 学校建物の先行建設対象となっており,当 該先行建設により同法人に帰属する建物分 まで建物台帳の金額に含まれていることに よる差異(4校)

<建物付帯設備の計上もれ>

建物台帳の登録価格に含まれるべき付帯 設備の金額がもれていたことによる差異 (1校)

(2) 台帳記録もれ

太陽光発電設備(33 校総額348,760千円) 財産台帳による管理を定めた仙台市公有財 産規則第35条の規定に反している。

(3) 寄付採納もれ

上杉山通小学校では, 平成 19 年度に任意 団体である同校同窓会より「東門オートロ ック (工事費 252,000 円)」の寄付がなさ れている。このような設置工事を伴う寄付 に関して, 市では「設置工事を伴う物件の 寄付受入れに関する取扱い」(平成12年3 月13日 教育長決裁)により取扱うものと されている。

しかし、当該寄付受入れに関する所定の 手続きが行われておらず、寄付採納手続が もれていた。

仙台市公有財産規則に則り、平成22年3 月31日に公有財産台帳に記載した。

仙台市公有財産規則に則り, 平成22年3 が公有財産台帳に記録されておらず、公有 | 月 31 日に公有財産台帳に付帯設備として記 載した。

> 平成22年3月31日付けで寄付受入れの決 | 定を行うとともに、寄付採納台帳に記載し た。